

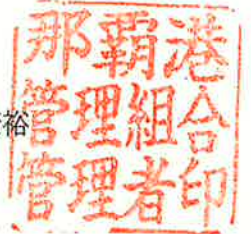
那覇港管理組合一般競争入札公告第20号

一般業務用端末及びファイルサーバ等情報機器の賃貸借に係る一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

那覇港管理組合 管理者 玉城 康裕



1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

一般業務用端末及びファイルサーバ等情報機器の賃貸借

(2) 賃貸借契約の内容

入札説明書による

(3) 契約期間

契約締結の日から令和12（2030）年9月30日

(4) 賃貸借物件の納入及びシステム移行の期間

契約締結の日から令和7（2025）年9月30日

(5) 賃貸借期間

令和7（2025）年10月1日から令和12（2030）年9月30日

(6) 納入場所

那覇港管理組合内

(7) 入札方法

入札金額は60か月の総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 特記事項

当該契約は、那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1項第1号に基づく長期継続契約であるため、入札及び契約には、次の条件を付す。

※ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであること。

※ 歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約に係る予算の範囲内で変更又は解除をすることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、事前に「一般競争入札参加資格者登録申請書」等を提出し、入札参加資格を認められた者とする。

詳細については、当公告と同日付けの「一般業務用端末及びファイルサーバ等情報機器の賃貸借に係る一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等」の公告による。

3 契約事項（入札説明書等の関連資料を含む）を示す場所及び期間

- (1) 掲載場所 那覇港管理組合ホームページ（「新着情報」の「入札・契約」にて掲載）
ホームページのURL：<https://nahaport.jp/>
- (2) 掲載期間 令和7年5月2日（金）から令和7年5月30日（金）17時まで

4 入札執行の日時及び場所

日時：令和7年5月30日（金）14時

場所：那覇港管理組合 2階大会議室

5 入札保証金

入札保証金は、見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に那覇港管理組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限の到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

6 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してなした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (8) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (9) その他入札条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別紙「那覇港管理組合一般競争入札に係るくじ運用基準」に基づき、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

8 最低制限価格
設定しない

9 機密の保持
契約事業者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

10 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨及び日時
日本語、日本国通貨及び日本の標準時

11 問合せ先
那覇港管理組合 総務部総務課財務班
電話番号 098-868-2578